

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法や登別市火災予防条例が一部改正されたことにより、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されます。今月号では、重要な役割を果たす、住宅用火災警報器についてお知らせします。



なぜ義務化されるのですか？

平成15年中に全国で発生した住宅火災で、1千41人の方が亡くなり、このうち、712人（68・4％）の方が熟睡や泥酔、病气、身体不自由などによる逃げ遅れが原因で亡くなりました。

このため、火災時の逃げ遅れによる死者の発生を防ぐために、火災の発生を早期に気づかせる重要な機能を備えた、住宅用火災警報器の設置が、すべての住宅に義務化されます。

すべての住宅とは？

すべての住宅とは、戸建住宅や共同住宅、店舗等併用住宅、雑居ビルなどの中にある住宅部分などで、新築や既存の区別はありません。

なお、すでに自動火災報知設備や住宅用スプリンクラー設備が設置されている部屋は、設置の必要がありません。

設置義務化はいつからですか？

新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は、平成23年5月31日までに設置が義務化されます。

住宅用火災警報器とは？



住宅用火災警報器は、火災発生の初期段階で煙や熱を感知して、警報音や音声で火災をいち早く知らせてくれます。目や耳の不自由な方や高齢の方には、音や光の出る補助警報機能付きのものをお勧めします。

電源は、家庭用電源や電池があり、電池の寿命はそれぞれの製品によって異なります。

誰が設置するのですか？

設置する方は、住宅の所有者（家主など）や管理人、住人のいずれかの方です。

住宅用火災警報器の価格や購入先は？

価格は、電源の種類や音声ガイダンスの有無など、機能によって異なり、1個あたり数千円から1万数千円までの幅があります。また、取り付けや配線工事に別途費用がかかるものもあります。

購入先は、消防設備会社のほか、一部のホームセンターや家電量販店でも取り扱っています。

新築や改築の際には、ハウスメーカーや施工会社にもご相談ください。

設置後、注意することは？

電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に、交換する必要があります。

また、住宅用火災警報器は、感知器の交換期限がきましたら、交換してください（自動試験機能が付加されている機器を除く）。